

議案第 号

宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例  
宝塚市個人情報保護条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。  
第2条第10号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。第19条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。第19条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>

宝塚市個人情報保護条例の改正スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間部門	改正法公布 個人情報保護法	改正法一部施行 ※1 個人情報保護法	改正法全面施行 ※2 個人情報保護法
独立行政法人等	独立行政法人等個人情報保護法		
行政機関	行政機関個人情報保護法		
宝塚市	宝塚市個人情報保護条例 ※3 条例改正	関係条例、 規則改正	

※1 デジタル社会形成整備法附則第2条の規定により独立行政法人等個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が廃止され、独立行政法人等及び行政機関に係る個人情報の保護に関する規律は、令和4年改正の個人情報保護法において定められることとなります。

※2 改正法の全面施行後は、宝塚市に係る個人情報の保護に関する規律は、令和5年改正の個人情報保護法において定められることとなります。  
なお、手数料等については、（仮称）宝塚市個人情報保護法施行条例において定める予定です。

※3 改正法の一部施行に伴い、宝塚市個人情報保護条例の所要の整備を行います。

○個人情報の保護に関する法律新旧対照表 (抜粋)

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—第三条)</p> <p>第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条—第六条)</p> <p>第三章 個人情報の保護に関する施策等</p> <p>    第一節 個人情報の保護に関する基本方針(第七条)</p> <p>    第二節 国の施策(第八条—<u>第十一条</u>)</p> <p>    第三節 地方公共団体の施策(<u>第十二条—第十四条</u>)</p> <p>    第四節 国及び地方公共団体の協力(<u>第十五条</u>)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—第三条)</p> <p>第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条—第六条)</p> <p>第三章 個人情報の保護に関する施策等</p> <p>    第一節 個人情報の保護に関する基本方針(第七条)</p> <p>    第二節 国の施策(第八条—<u>第十条</u>)</p> <p>    第三節 地方公共団体の施策(<u>第十一条—第十三条</u>)</p> <p>    第四節 国及び地方公共団体の協力(<u>第十四条</u>)</p> <p>第四章 個人情報取扱事業者の義務等</p> <p>    第一節 <u>個人情報取扱事業者等の義務(第十五条—第三十五条)</u></p> <p>    第二節 <u>仮名加工情報取扱事業者等の義務(第三十五条の二・第三十五条の三)</u></p> <p>    第三節 <u>匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六条—第三十九条)</u></p> <p>    第四節 <u>監督(第四十条—第四十六条)</u></p> <p>    第五節 <u>民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条—第五十八条)</u></p> <p>    第六節 <u>送達(第五十八条の二—第五十八条の五)</u></p> <p>第五章 <u>個人情報保護委員会(第五十九条—第七十四条)</u></p> <p>第六章 雑則(<u>第七十五条—第八十一条</u>)</p> <p>第七章 <u>罰則(第八十二条—第八十八条)</u></p>

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則(第十六条)

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務(第十七条—第四十条)

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務(第四十一条・第四十二条)

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第四十三条—第四十六条)

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条—第五十六条)

第六節 雑則(第五十七条—第五十九条)

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則(第六十条)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条—第七十三条)

第三節 個人情報ファイル(第七十四条・第七十五条)

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示(第七十六条—第八十九条)

第二款 訂正(第九十条—第九十七条)

第三款 利用停止(第九十八条—第一百三条)

第四款 審査請求(第一百四条—第一百六条)

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等(第一百七条—第二百一一条)

第六節 雑則(第二百二条—第二百六条)

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等(第二百二十七条—第四百二十二条)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督(第四百十三条—第四百九条)

第二款 認定個人情報保護団体の監督(第五十条—第五十二条)

第三款 行政機関等の監視(第五十三条—第五十七条)

第三節 送達(第五十八条—第六十一条)

第四節 雑則(第六十二条—第六十五条)

第七章 雑則(第六十六条—第七十条)

第八章 罰則(第七十一条—第八十条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

附則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

## 二 (略)

## 2・3 (略)

## (定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。第十八条第二項及び第二十八条第一項において同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

## 二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は

発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。
  - 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
  - 一 国の機関
  - 二 地方公共団体
  - 三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)
  - 四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
- 6 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構



4 (略)

5 (略)

成する個人情報をいう。

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

8 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

9 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

10 この法律において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるもの(第三十五条の二第一項において「仮名加

## 6 (略)

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

11 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

三 国家行政組織法(昭和三十二年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和三十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第一百七十七条第三項から第五項まで並びに第二百三条第二項において同じ。)

12 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用

## (基本理念)

第三条 個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、独立行政法人等及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～五 (略)

いて検索することができるように体系的に構成したものの其他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

## (基本理念)

第三条 個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する